

議案

議案 1：都市安全確保促進事業を活用した中之島地域都市再生安全確保計画に基づく事業の実施体制の変更について

【内容】

別紙1のとおり

【説明】

これまで、都市安全確保促進事業の実施にあたっては、中之島まちみらい協議会の代表幹事、事務局であり、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）の構成員である関西電力株式会社及び株式会社竹中工務店の2社が、協議会（中之島地域部会）を代表し、実働主体及び会計事務（都市安全確保促進事業費補助金交付要綱に基づく手続きを含む。）等を担ってきたが、今後は、一般社団法人中之島まちみらい協議会が担うこととする。

議案 2：官民連携都市再生推進事業を活用した未来ビジョン等の策定に関する事業の実施体制について

【内容】

別紙2のとおり

【説明】

今後、官民連携都市再生推進事業を活用した未来ビジョン等の策定に関する事業の実施については、協議会（中之島地域部会）を事業主体とし、一般社団法人中之島まちみらい協議会と連携し進める。なお、未来ビジョン等の策定に関する官民連携都市再生推進事業の実施にあたっては、一般社団法人中之島まちみらい協議会が実働主体及び会計事務（官民連携都市再生推進事業補助金交付要綱に基づく手続きを含む。）等を担うこととする。

議案 3：「まちなか再生事業計画」の提出について

【内容】

別紙3-1、3-2のとおり（事業スケジュールの詳細については変更となる場合があります。）

【説明】

官民連携都市再生推進事業を活用した、未来ビジョン等の策定（改定）に関する事業の補助金の交付申請にあたり、官民連携都市再生推進事業制度要綱第5条第1項に基づく「まちなか再生事業計画」を作成し、国土交通大臣に提出する。

今回の議案については、一般社団法人中之島まちみらい協議会より、別添のとおり依頼があったことから、ご審議賜るようお願い申し上げますものである。

なお、協議会規約第12条第9項の規定により、「書面表決」により会議の開催に代えさせていただくこととする。

議案1、議案2については、第7回大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議（書面表決）における議案の議決を前提として、議案3については、議案2の議決を前提として、ご審議賜るようお願い申し上げます。

また、国の補助事業に関する事項となるため、国の関係機関を除いて採決を行う。